

■設例		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
A 上場株式譲渡損益		△800	△500	700	100
B 未公開株式譲渡損益		300	△100	△200	200
C 上場株式配当金		100	0	0	100
D 未公開株式配当金		200	0	300	0
譲渡損失の繰越額	平成21年発生分	△400	△400	0	0
	平成22年発生分		△500	△400	0

実際に計算する上でポイントですが、文章による説明だけでは分かりづらいと思いますので、ここでは設例(上の表)を用いて実際に計算して

⑥。実際の計算する上でポイントですが、文章による説明だけでは分かりづらいと思いますので、ここでは設例(上の表)を用いて実際に計算して

**A** 平成20年度  
の税制改正により、平成21

**Q** 上場株式等にかかる譲渡損失について、配当所得との損益通算ができるようになり、翌年にその損失を繰り越すことも可能になったと聞きました。当該計算を実際に行う上のポイントを、分かりやすく教えてください。

【平成21年分】上場株式等にかかる譲渡損失△800万円(A株)が発

【平成22年分】上場株式等にかかる譲渡損失△500万円(A株)が発

【平成23年分】上場株式等にかかる譲渡損失△200万円(B株)と通算します。

【平成24年分】上場株式等にかかる譲渡所得が200万円(A株)、株

【平成21年分】上場株式等にかかる譲渡損失△800万円(A株)が発

【平成22年分】上場株式等にかかる譲渡損失△500万円(A株)が発

【平成23年分】上場株式等にかかる譲渡損失△200万円(B株)と通算します。

【平成24年分】上場株式等にかかる譲渡所得が200万円(A株)、株

【平成21年分】上場株式等にかかる譲渡損失△800万円(A株)が発

【平成22年分】上場株式等にかかる譲渡損失△500万円(A株)が発

【平成23年分】上場株式等にかかる譲渡損失△200万円(B株)と通算します。

【平成24年分】上場株式等にかかる譲渡所得が200万円(A株)、株

証券税制 Q & A

教えて！

小谷野先生



所得税編

小谷野幹雄 (こやの・みきお)  
公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA  
早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。

ホームページアドレス  
<http://www.koyano-cpa.gr.jp/>